

## 電気通信大学大学院情報システム学研究科副研究科長選考規程

平成22年10月21日

改正

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）の選考及び任期は、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 副研究科長は、大学院情報システム学研究科の担当資格を有する専任の教授のうちから研究科長又は研究科長就任予定者が候補者を指名し、大学院情報システム学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が選考する。

(任期)

第3条 副研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副研究科長の任期は、当該副研究科長を指名した研究科長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 副研究科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、副研究科長に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。